

学校でけがをしてしまった！



学校の管理下においてけがをし、医療機関を受診した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターより災害給付が受けられますので、学校に報告をし、申請書類①～③をご提出ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

○学校管理下での災害に対し、給付金が支払われる制度です。

・本校では原則として全校生徒に加入していただいております。(本校在学中は自動更新)

・共済掛金 920 円/年 (保護者負担金: 460 円/年)

○スポーツ振興センター災害共済給付制度と真岡市の医療費助成制度(子ども医療費)を重複して利用

することはできません。

初診から治癒までの総医療費が 500 点(窓口自己負担額 1,500 円)未満等で対象外となる場合はこども医療助成制度をご利用ください。



〈比較表〉

| | 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 | 真岡市こども医療助成制度 |
|---------|---|---|
| 対象者 | 加入している生徒 | 受給資格所有者 |
| 対象となる災害 | 学校管理下の災害(部活動・登下校含む)保険診療(通院・入院)報酬点数が 500 点(=窓口負担 1,500 円)以上の災害 | 保険診療(通院・入院) |
| 支給額等 | 保険診療の一部(3割)に1割上乗せ 合計4割 入院に係る食事療養標準負担額 全額 治療用装具・生血・障害見舞金・死亡見舞金 | 保険が適用された医療費の自己負担分および入院時の食事療養費 |
| 支給期間 | 治癒まで(初診から最長10年間) | 中学校卒業まで |
| 手続き | 学校・市教委を通して申請 | 真岡市役所 |
| 窓口支払い | あり | なし |
| 給付時期 | 2～3か月後 | 現物給付 |
| 時効 | 初診日から2年 | 初診日から5年 |
| その他 | 病院窓口で学校管理下の災害と申請してください | 真岡市こども医療費助成制度についてリンク https://www.city.moka.lg.jp/toppage/lifescene/child/kosodate/5788.html |

医療機関受診の際、「学校管理下の災害である」と申告して、窓口で医療費を支払う



手続きに必要な書類をダウンロードまたは学校から受け取り、医療機関の窓口へ提出し、書類の記入を依頼する

(書類は月に1枚必要となりますので、翌月も通院された場合は再ダウンロードまたはお申し出ください)



医療機関から書類を受け取る

※書類作成にかかる期日は医療機関によって様々ですので、各医療機関の窓口でお確かめください。



学校(学級担任又は保健室)に書類を提出



学校からスポーツ振興センターへ申請



スポーツ振興センターにて審査



給付が認定された場合、学校の口座へ入金



学校からご家庭へ給付



※ 原則として保護者の方にご来校いただき受領をお願いしておりますが、少額の場合や、どうしてもご来校のご都合がつかない場合は、生徒本人へ給付金をお渡ししますので、ご相談ください。その際、同封の領収書にご署名とご印鑑をお願いいたします。

※ 申請してから支給までには2~3ヶ月かかります。また、書類の不備や学校への提出時期によっては、それ以上かかることもありますのでご了承ください。

災害発生から給付金を受け取るまでのながれ



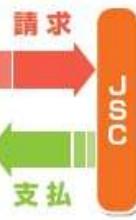
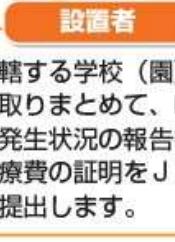
受診



災害発生



給付金の申請からお支払いが完了するまでは、およそ3か月かかります。



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガ等に対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。